

NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案等に対する提出意見
—令和8年度の接続料の改定等—
(意見募集期間：令和8年1月21日(水)～同年2月19日(木))

意見提出者一覧
計12件(法人：6件、個人：6件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	個人C
4	個人D
5	個人E
6	楽天モバイル株式会社
7	個人F
8	中部テレコミュニケーション株式会社
9	KDDI株式会社
10	ソフトバンク株式会社
11	アルテリア・ネットワークス株式会社
12	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

1 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等

該当箇所	御意見
<p>1 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等</p>	<p><総論></p> <ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバは、今後の社会経済や国民生活にとって重要なモバイル網やFTTH等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なインフラであり、ボトルネック設備であるNTT東日本株式会社殿及びNTT西日本株式会社殿（以下、「NTT東西殿」といいます。）の保有・提供する加入光ファイバの重要性は一層高まっていることから、接続事業者・光コラボレーション事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要と考えます。 ・また、昨今の国債利回りや物価上昇、更に今後のメタル回線の縮退に伴う光回線の設備管理運営費の増加等に伴う乖離額調整の影響で、加入光ファイバ接続料の更なる上昇も想定されます。 ・そのため、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上や、継続的なコスト削減や接続料算定方法の適正化による接続料の低廉化等を図る必要があると考えます。 <p>（中部テレコミュニケーション株式会社）</p>
<p>2 （1）令和8年度の加入光ファイバに係る接続料改定等</p>	<p><総論></p> <p>光ファイバは、国民生活にとって重要な電話やモバイル、FTTH等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なアクセスインフラであり、ボトルネック設備であるNTT東西殿の加入光ファイバの重要性は一層高まっていることから、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正な競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要です。</p> <p>そのためには、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上、接続料算定の更なる適正化、継続的なコスト削減等を進めていく必要があると考えます。</p> <p>今回の接続料算定においては、予見可能性向上の観点から算定方法の見直しが一部行われましたが、適用された算定方法の評価・検証、接続料の更なる適正化の検討は引き続き行う必要があると考えます。</p> <p>（KDDI株式会社）</p>

<p>3 総論</p>	<p>第一種指定電気通信設備は、ボトルネック性及び公共性が極めて高い設備であることから、接続事業者との間において公正な競争が確保されるよう、実態に即した適正な利潤算定及び接続料水準に関する十分な予見性の確保が不可欠です。今回の認可申請の内容に鑑みると、その重要性は一層高まっているものと認識しております。</p> <p>特に、加入光ファイバに係る接続料については、2026年度以降の水準が2025年度と比較して、いずれも概ね20%を超える大幅な上昇となっております。このような急激な変動は、接続事業者の立場からすれば、予見性が十分に確保されているとは評価し難い水準であると考えます。</p> <p>接続料の水準及びその変動は、接続事業者の中長期的な経営判断や投資計画に大きな影響を及ぼすものです。加えて光ファイバは、固定系ブロードバンドサービスにとどまらず、移動体事業におけるエリア展開（バックホール等）を含め、各種通信サービスの提供基盤として不可欠な設備であり、その接続料の動向は、エンドユーザ料金や通信事業者の事業運営に直結するものです。</p> <p>今回の接続料水準の変動は、日本の通信サービス全体に広く影響を及ぼし得るものであり、接続事業者の費用負担の増加は、エンドユーザ料金の見直しを含む経営上の対応を検討せざるを得ない状況を生じさせる可能性があります。</p> <p>このため、今回のように大幅な接続料の上昇が見込まれる場合には、算定方式の見直しが継続中である場合であっても、速報値が示される10月末の段階において、加入光ファイバをはじめとする全ての接続料について、その水準や変動要因の情報を速やかに開示し、予見性向上に資する取組を一層強化していただくとともに、後述に示す論点を始め、当該接続料の在り方を早期に検討いただくことを要望いたします。</p> <p>また、事前に開示いただいた情報を踏まえ、急激な上昇を複数年で平準化する激変緩和措置等の方策を検討することが必要であると考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>4 加入光ファイバ接続料全般</p>	<p>昨今の物価上昇に伴い、生活する人々や企業がご負担やご懸念をお感じになられている中、当社をはじめとした各事業者は、こうした環境変化を十分に認識したうえで、ご利用頂くお客様との信頼関係を大切にし、原価上昇とお客様への提供価格やサービス品質のバランスを取りながら事業を運営しているものと理解しております。</p>

	<p>しかしながら今回の価格改定は、背景や事情は理解するも、想定を大幅に超えた改定幅であり、各事業者の収益を急激に圧迫し、国民や企業が望まない大幅な価格転嫁やサービス品質の低下に繋がることを懸念しております。</p> <p>その意味で、物価高で苦しむ国民や企業の負担を少しでも緩和するような修正が、サービスを展開する各事業者やご利用頂く低所得者層及び中小企業も含めて、持続的な日本経済全体の成長の底上げに繋がると考え、検討を要望します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>
<p>5 加入光ファイバ接続料全般</p>	<p>第一種指定電気通信設備は、ボトルネック設備として公共性が高い設備であり、接続事業者との適切な公正競争が確保されるよう、適正な原価や利潤に基づく算定および接続事業者の予見性確保が重要であると認識しております。</p> <p>特に、加入光ファイバ設備においては、ユニバーサルサービスに指定されている固定ブロードバンドサービスに利用される不可欠設備であり、その接続料水準は接続事業者が設定する利用者料金にダイレクトに影響するものとなっております。</p> <p>今般、認可申請された加入光ファイバの接続料は、算定期間全般にわたり大幅な改定となっており、固定ブロードバンドサービスの公平、適切かつ安定的なサービスの提供に影響を与えるおそれを懸念しております。</p> <p>NTT 東西殿におかれては、今後も原価削減に向けた取組を強化していただくよう要望いたします。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>
<p>6 今次算定期間の加入光ファイバ接続料の改定等 (総論)</p>	<p>加入光ファイバは、NTT 東日本殿では令和 6 年度から令和 12 年度にかけて 64 万芯の増加、NTT 西日本殿では同期間で 50 万芯の増加の予測を立てられており、今後も堅調に需要の増加傾向が継続していく見込みであり、大量のトラフィックを支える通信インフラとして、国民生活を支える様々なサービスに必要な不可欠な基盤です。</p> <p>そのような中、NTT 東西殿から認可申請が行われた今次算定期間(令和 8 年度～令和 12 年度)の 5 年間の加入光ファイバの接続料は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに現状の接続料から約 2～3 割上昇しており、これまでにない急激な上昇となっております。</p> <p>接続事業者としては、利用者に対して低廉かつ安定的なサービスの提供を継続するため、様々な効率化等の企業</p>

	<p>努力を行っておりますが、今次算定期間における接続料の各接続事業者に対する影響、ひいては国民生活に対する影響は、相当大きなものになると懸念しております。</p> <p>弊社といたしましても、引き続き、幅広い利用者の皆様に対して、低廉かつ安定したサービスを提供していくために更なる業務効率化等を多方面から検討してまいります、「接続料の算定等に関する研究会」や「接続政策委員会」等の場におかれましても、シェアドアクセス方式の加入光ファイバの光配線区画の在り方やエリアごとの提供遅延等、問題提起させていただいている接続料や接続制度に係る論点等につきまして、引き続きご議論、ご検討を進めていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>
<p>7 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等</p>	<p><加入光ファイバの設備保全費等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨今の物価高の継続により、今後も設備管理運営費が増加傾向になることも想定されることから、継続的なコスト削減による接続料の低廉化について、NTT 東西殿において、コスト削減・設備効率化の対応を引き続き実施いただくよう要望いたします。 ・総務省殿からの要請に基づき、NTT 東西殿においては 2023 年度から 2025 年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等の実績について報告がなされますが、今後も同様の報告を継続し、適切な費用削減・効率化が実施されているかを検証していただく必要があると考えます。 <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>
<p>8 (1) 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料改定等</p>	<p>① 設備管理運営費の費用予測</p> <p>今次加入光ファイバ接続料算定においては、予測と実績の乖離を縮小させ、接続事業者における接続料の予見性を高めるため、設備管理運営費（施設保全費等）の費用予測に、直近の人件費・物件費の高騰影響を加味する観点から企業物価指数の変動が反映されました。</p> <p>この点、企業物価指数変動の反映は今回初めての取り組みであり、予測と実績の乖離を縮小させる目的で反映したものであるため、実際に予測と実績の乖離が縮小されたかどうか、今後検証の必要があると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>

<p>9 報酬の算定</p>	<p>自己資本コストの算定にあたり、自己資本利益率の上限値を採用する理由について、「投資インセンティブが働くような適切なリターンを見込むことが必要」とNTT 東西殿より説明されておりますが、接続事業者の求めに応じて対応することが求められる接続料算定において、「投資インセンティブ」という考え方が妥当であるか、検証をお願いしたいと存じます。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>
<p>10 (1) 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料改定等</p>	<p>③ β 値</p> <p>報酬算定に用いる β 値については、2023 年度の見直しにより、NTT 持株殿の 2020 年度、2021 年度、2022 年度末を endpoints とする 3 年間の日次データの中央値 (0.566) が採用され、接続料の算定等に関するワーキンググループの議論を経て、2026 年度適用接続料以降においても、引き続き 0.566 が適用されることとなりました。対処方針案で示されているとおり、今後、NTT 持株殿の β 値が 0.566 から大きく乖離が生じる等、前回の再算定結果を維持する合理性・妥当性が失われたと考えられる場合はあらためて検討することを要望いたします。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p>
<p>11 (1) 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料改定等</p>	<p>② 期待自己資本利益率の算定</p> <p>適正な報酬の算定方法については、接続料の算定等に関するワーキンググループ (第3回) 資料1 加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針 (案) (以下、「対処方針案」) のとおり、CAPM 的手法の採用の是非については、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することを要望します。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p>
<p>12 自己資本利益率</p>	<p>特に、加入光ファイバに係る接続料については、前述の通り単価が急激に上昇しており、その主要因として資本コストの大幅な増加が挙げられます。</p> <p>当該資本コストの算定に用いられている CAPM 的手法は、一般に、株式が市場に上場され、企業価値やリスクが株式価値として市場価格に反映されていることを前提として適用される手法と理解しております。</p>

	<p>しかしながら、NTT 東日本及び NTT 西日本（以下「NTT 東西」といいます。）殿は、NTT 株式会社（以下「NTT 持株」といいます。）殿の 100%子会社であり、その株式価値は市場で直接評価を受けることはありません。このような資本構成を前提とする企業に対し、上場企業を前提とした CAPM 的手法をそのまま適用することについては、同手法の前提から適切でないと考えます。</p> <p>この点については、今般の「接続料の算定等に関するワーキンググループ」において、NTT 持株殿の保有割合を踏まえた補正等、CAPM 的手法の補正方法を提案いたしましたが、結果として採用には至りませんでした。</p> <p>一方で、「加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針（案）」（2025 年 12 月 19 日開催、接続料の算定等に関するワーキンググループ（第 3 回）資料）においては、「CAPM 的手法の採否の是非については、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することが適当」との整理がなされております。</p> <p>以上の経緯並びに今般の接続料の上昇トレンド等も踏まえ、100%子会社である NTT 東西殿に対する CAPM 的手法の適用の妥当性への疑義、当該手法に代わる算定手法の在り方について改めて早期検討を実施いただくことを要望いたします。</p> <p>（ソフトバンク株式会社）</p>
13 報酬の算定	<p>電電公社時代の資産を引き継ぐ、第一種指定電気通信設備の接続料の算定にあたり、CAPM 手法の適切性、自己資本比率の採用値の妥当性等、適正な報酬の在り方について継続して検討していただくことを要望致します。</p> <p>（アルテリア・ネットワークス株式会社）</p>
14 報酬額の在り方	<p>加入光ファイバの接続料原価たる報酬額については、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて、約 137%の上昇が予測されており、今次算定期間の接続料の上昇の大きな要因の一つとなっています。報酬額の算定にあたっては、3 年間の平均値で算定されている期待自己資本利益率や β 値（$\beta = 0.566$）の現状の考え方を維持することとされておりますが、資本調達の実態を適切に反映する観点から、「NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明（令和 8 年度の接続料の改定等）」の P87 及び P88 の対処方針（案）も踏まえ、今後の経済情勢の変化等により算定の合理性・妥当性に欠けることとなった場合には</p>

	見直しを行っていただくことが必要であると考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
15 加入光ファイバ接続料(将来原価方式)の乖離額調整について	乖離額調整は第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条ただし書の規定に基づく例外措置であるにもかかわらず、恒常的にこれが実施されているところ、当該措置を求める同様の申請が行われる際には、これが必要となる理由について、その都度開示が行われるべきです。 また、同様の趣旨から、これを実施するため同条ただし書に基づく許可申請を行う際の考え方について、申請決定の判断の根拠となる基準等を含めてご教示いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)
16 乖離額調整	乖離調整額の算定にあたっては、報酬、特に自己資本コストの算定について、平均自己資本利益率やリスクフリーレートの実績値が変更となったということであり、NTT東西殿の資本コストの実績値とは言えないことから、そのまま単純に適用し乖離額調整の対象とすることは不適切であり、内訳を示した上で採用する値が適切であることの説明が必要であると考えております。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)
17 乖離額調整	今回の接続料算定においては、物価上昇率の適用のほか、直近のリスクフリーレートを用いて算定されている等、将来原価を予測した上で適切に算定されているものと認識しておりますので、算定期間内の乖離額調整について、その要否について改めて検討することを要望します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)
18 乖離額調整の在り方	第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条の二第一項の規定により乖離額の調整は原則認められていないところ、令和5年度に係る実績収入と実績原価に基づく実績差額を令和7年度の接続料原価に算入する三条許可申請が行われ、令和7年度の適用接続料は認可済接続料から+87~121円と大幅に上昇しています。 乖離額の調整が例外的な扱いである以上、乖離額を構成する要素の詳細な細目や理由の情報開示や、乖離額が発生した要因の分析を実施した上で、慎重に判断することが適当です。 その上で、今次算定期間においても前算定期間のような相当程度の乖離額が生じないよう、本接続約款変更申請

の認可後においても NTT 東西殿で更なる予測の精緻化及び事後検証を行っていただく等、改善を要望いたします。
 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)

19 令和8年度の加入光
 ファイバに係る接続
 料の改定等

<接続料算定の適正化及び接続事業者の予見可能性の向上>

・今般の認可申請では、事業者の予見可能性の向上を目的に、接続料原価のうち報酬算定で用いる10年物国債利回りとして、2025年9月実施の10年国債入札(第379回)の利回り(1.612%)を基に接続料が算定されています。

しかし、2026年2月実施の10年国債入札(第381回)では利回りが2.249%まで上昇しており、すでに申請値との乖離リスクが顕在化しています。また、今後の利回りの上昇動向については様々な想定が可能ですが、実在する数値として、仮に我が国の10年物国債平均利回りが、直近のアメリカ10年国債の利回り(2026年1月末市場利回り4.241%)まで年々上昇するような状況となった場合には、さらに乖離幅が拡大する虞れがあります。試算値は下表のとおりです。

このような乖離額調整による接続料の急騰、つまり接続事業者の予見可能性低下を回避するため、経済情勢の急激な変化が想定される場合には、算定期間(5年間)に拘泥せず、残余期間の接続料算定方法の適正化を検討いただいた上で、必要に応じて改めて認可申請を行うことを要望いたします。

●直近の国債利回りを反映したシングルスター接続料試算

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
NTT東	認可申請料金(a)	2,254円	2,802円	2,901円	2,965円	3,018円	3,059円
	試算値 最新国債利回り(b)		2,863円	3,018円	3,128円	3,187円	3,232円
	(b)-(a)		+61円	+117円	+163円	+169円	+173円
	アメリカ国債利回り(c)		2,881円	3,084円	3,281円	3,440円	3,591円
	(c)-(a)		+79円	+183円	+316円	+422円	+532円
NTT西	認可申請料金(d)	2,366円	2,869円	2,976円	3,027円	3,096円	3,143円
	試算値 最新国債利回り(e)		2,923円	3,076円	3,168円	3,244円	3,296円
	(e)-(d)		+54円	+100円	+141円	+148円	+153円
	アメリカ国債利回り(f)		2,938円	3,133円	3,298円	3,463円	3,609円
	(f)-(d)		+69円	+157円	+271円	+367円	+466円

※上記には2025年度の予測乖離額の試算は未反映

(中部テレコミュニケーション株式会社)

<p>20 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等</p>	<p><接続事業者の予見可能性の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続事業者の予見性確保の観点から、NTT 東西殿による「加入光ファイバ予測接続料の翌年度の予測値」及び「接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報」について、毎年10月末までに開示する取り組みを今後も継続いただくよう要望いたします。 ・情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会 接続料の算定等に関するワーキンググループ第1回において、NTT 東西殿から「複数年の将来原価方式の算定期間の中間年度において、算定期間以降も含む接続料水準の見通し（概算額）」の開示が提案されてものと承知をしています。 <p>当該見通しについては、算定期間以降も含め最低でも3年間の見通しを要望いたします。その上で、予見可能性と検証可能性を担保するために可能な限り精度を高めた算定に加え、その算定根拠についても開示いただくことを要望します。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>
<p>21 乖離額調整</p>	<p>直近では金利上昇や物価上昇等の影響により、予測値と実績値の乖離額は拡大する傾向が見られ、接続事業者にとって接続料の予見可能性を確保することが一層重要な課題となっています。</p> <p>このため、毎年度10月末の速報値の開示に際しては、乖離額に関する情報（設備コスト（特に大きな費目は個別に）・資本コスト・需要それぞれの予測と実績の乖離幅とその要因等）を併せて提示いただくとともに、乖離額が大きい場合には、その調整方法（乖離額の平準化の対応方法等）について、接続事業者との間で十分な協議期間を確保し、接続事業者の意見も踏まえた上で検討、決定いただくことを要望いたします。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>22 更なる情報開示</p>	<p>今次算定期間の接続料は、現状の接続料から約2～3割上昇しており、これまでにない急激な上昇となっております。接続事業者としては、接続料の水準の変化が今後のサービス提供へ及ぼす影響度合いの算定や、設備投資の中長期的な計画等の検討を余儀なくされるため、今後、乖離額調整も含め接続料が大きく変化する場合には、認可申請よりも十分に早い段階で情報開示いただくことが適当であると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>

<p>23 (1) 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料改定等</p>	<p>⑥ 予測単金の情報範囲見直し</p> <p>対処方方針案において、将来原価方式の算定期間を5年間とし、NTT東西殿が、中間年度である3年目による開示に加え、4年目においても、算定期間以降も含む接続料の見通し（概算額）を開示することが整理されましたが、見通しの提示にあたっては3年目・4年目においても当該算定期間以降も含め、少なくとも算定期間と同じく5年分開示いただくことを要望いたします。</p> <p>また、接続料の見通しを開示にあたっては、単金の概算額だけではなく、少なくとも接続事業者において予測の精緻化が困難であると考えられる需要（回線数）、設備管理運営費等の予測情報についても、開示いただくことを要望いたします。</p> <p>（KDDI株式会社）</p>
<p>24 予測値の情報開示</p>	<p>「加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方方針（案）」（2025年12月19日開催、接続料の算定等に関するワーキンググループ（第3回）資料）においては、「将来原価方式の算定期間を5年間とする場合、中間年度である3年目での接続料水準の見通し（概算額）の開示に加え、4年目においても、当該算定期間以降も含む接続料水準の見通しを開示することが適当」と整理されています。</p> <p>この整理を踏まえ、更なる予見可能性の向上及び公正な競争環境の確保の観点から、将来原価方式の算定期間（5年間）に係る情報開示として、以下の対応を要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年目の見通し開示時点において、5年分（4年目～8年目）の接続料水準の見通しを開示すること ・4年目の見通し開示時点において、5年分（5年目～9年目）の接続料水準の見通しを開示すること <p>これにより、算定期間後半（4～5年目）における急激な水準変動リスクや、算定期間を跨ぐ場合の水準感について、接続事業者がより実務的に把握することが可能となり、設備投資計画、料金設計、営業計画等の策定に資するものと考えます。</p> <p>（ソフトバンク株式会社）</p>
<p>25 予見性の確保</p>	<p>算定期間内において接続事業者の予見性を確保する観点から、毎年、翌年度以降（3年分程度）の見通しを提示していただくことを要望します。</p>

	(アルテリア・ネットワークス株式会社)
26 接続料の予見性向上	<p>令和5年度の接続料の改定において将来原価方式により算定され申請・認可された令和6年度の接続料は、令和5年度の接続料より下がる見込みであったにもかかわらず、今般の3条許可に基づく乖離額調整の結果、令和7年度にかけて段階的に上昇し、令和7年度の実際の適用接続料は、申請接続料に比べ、シングルスター方式では106円～121円、シェアドアクセス方式では87円～88円の上振れが発生しており、接続事業者にとって接続料の予見性は確保されておらず、設備投資等の中長期的な判断を行う上で非常に困難な状況となっております。</p> <p>今次算定期間においては、接続事業者の予見性の確保等の観点から、令和8年度から令和12年度までの5年間の期間での予測に基づき接続料を算定いただいたことについては妥当であると考えておりますが、一方で、今次算定期間の申請接続料についても前算定期間と同様に相当程度の乖離額が発生する可能性が大きいことから、接続事業者側の更なる予見性の確保の観点から、3か年分の接続料の概算値を毎年度開示いただくことを要望いたします。</p> <p>また、「接続料の算定等に関するワーキンググループ（第1回）」において同様の意見を提出させていただいておりますが、加入光ファイバ接続料に係る毎年度10月末のNTT東西殿による情報開示について、翌年度接続料の概算値を開示いただいているところ、今回認可申請が行われた令和8年度以降の接続料のように、将来原価方式において算定期間をまたぐ場合には、翌年度接続料の具体的な単金を把握できない点は大きな課題であると考えております。算定期間をまたいだ翌年度以降の接続料の大きかな傾向を把握するため、NTT東西殿におかれましては、接続事業者の予見性の向上のため、例えば、今次算定期間と同様の算定方法と仮定して単金の予測の情報開示を行っていただくことを要望いたします。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>
27 (1) 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料改定等	<p>④ 複数年度での平準化対応</p> <p>今次加入光ファイバの接続料申請については、2024年度の乖離額および2025年度の乖離額見込みを2026年度から2030年度までの5年間に分けて調整する方法が適用されています。</p>

	<p>今後、大幅な金利上昇等が生じると、引き続き大きな乖離額が発生し接続料の大幅な上昇が想定されることから、乖離額調整の金額規模が大きい場合には必要に応じて再度複数年度に分けて調整いただくことを要望いたします。</p> <p>また、透明性確保の観点から、発生した乖離額の原価内訳については毎年度の接続料認可申請時に開示いただくことを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>
28 予見性の確保	<p>今回、認可申請された加入光ファイバの接続料の改定案は、初年度の料金水準が現行料金対比で20%以上という想定を大きく超えた大幅な改定であり、接続事業者にとって予見することが困難だった水準となっております。</p> <p>算定期間初年度の料金水準について、今年度からの変動幅を緩和し、算定期間全体(5年)で回収する体系とし平準化を図ることを強く要望します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>
29 予見性確保	<p>2026年1月29日のNTT東西殿主催の事業者説明会において、シェアドアクセス方式に係る主端末回線の1芯当たりコストの推移が示されました。当該情報は接続事業者の将来見通しの把握に資するものであり、予見性確保の観点から非常に有意義と考えます。</p> <p>一方、シングルスター方式については同様の情報が示されておりません。予見性確保のため、シングルスター方式についても同様のコスト推移情報をお示しいただくとともに、来年度以降も継続して提示いただくことを要望いたします。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
30 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等	<p><光ファイバ等の耐用年数の見直し></p> <p>・接続料の適正性確保の観点から、NTT東殿・NTT西殿において、光ファイバケーブルやその他設備の利用実態の検証及び結果を公表していただいたうえで、適時適切に設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映する必要があると考えます。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>

<p>31 光ファイバケーブルの耐用年数</p>	<p>光ファイバケーブルの耐用年数については、「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書において、「NTT 東日本・西日本は、現行の経済的耐用年数が、7つの関数を用いた推計結果の範囲内に収まっていること等から「直ちに耐用年数の見直しが必要な状況には至っていない」としているが、7つの関数の個々についてこれを用いることの妥当性、また、これら全てを推計に用い、そのどれかの推計結果の範囲内に収まっていれば耐用年数を見直す必要がないとすることの妥当性のいずれについても、十分説明がなされているとは言えない。」とあり、NTT 東西殿の説明が不十分である旨を指摘されています。</p> <p>しかしながら、現時点においても、7つの関数を前提とする考え方の妥当性について十分な説明がなされているとは言い難い状況です。</p> <p>7つの関数を用い、関数の幅をとる方法を採用した背景には、光ファイバの敷設の実績が当時は短く限定的であったことがあるものと理解していますが、同報告書公表の時点からさらに8年以上と相当な期間が経過していることや、光ケーブルの敷設実績も十分積んできていることに鑑みれば、メタルケーブルの耐用年数で用いられている増減法も含め、より実態を反映した適切な方法に見直すべきものと考えます。</p> <p>また、今回耐用年数の変更を行わなかった理由の一つとして、自然災害の頻発化・激甚化に伴う耐用年数の短縮要素が挙げられているものの、その定量的根拠が示されていません。つきましては、当該短縮要素に関する定量的な情報（自然災害によるケーブル張替えの過去実績（過去と比較し増加傾向が分かるデータや資産全体に占める割合等）の開示に加え、実利用年数に与える影響について、根拠を明確にした形で提示いただき、あるべき耐用年数を改めて整理いただくことを要望いたします。</p> <p>（ソフトバンク株式会社）</p>
<p>32 (1) 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料改定等</p>	<p>⑤ 各設備の耐用年数の見直し</p> <p>今次加入光ファイバの接続料申請において、電柱の耐用年数の見直しがなされましたが、光ファイバケーブルの耐用年数についても、対処方針案にて、「光ファイバケーブルの耐用年数については、物理的な特性に加えて、経済的な耐用年数や規格の変遷等の技術の革新も含めて、総合的に判断して適切な見直しを求めることが適当。こうした観点を踏まえた検証結果について、NTT 東西は、来年度以降の加入光ファイバ接続料の認可申請時に総務</p>

	<p>省に報告するとともに可能な限り情報を公開することが適当。」と整理された通り、実態に即した耐用年数が適用されるよう、引き続き検討していくことを要望いたします。</p> <p>また、その他の関連する設備においても、光信号の伝送に係る主配線盤（FTM等）における耐用年数については見直しの検討がこれまで行われていない状況であると認識しているため、実態に即した耐用年数が適用されるよう、検討していくことを要望いたします。</p> <p>（KDDI株式会社）</p>
33 光ファイバケーブル以外の耐用年数	<p>通信設備等の耐用年数については、光ファイバケーブルや電柱に限らず、直近の実態を反映した数値を用いることが重要であり、特に前回の見直しから15年以上が経過している管路・とう道等の設備を含め、広く実態調査を行った上で、結果を公表するとともに、適切な耐用年数への早期見直しを検討すべきと考えます。</p> <p>（ソフトバンク株式会社）</p>
34 設備の耐用年数	<p>電柱以外の関連設備の耐用年数について、実態に即した適用が実現されるよう、引き続き検討することを要望いたします。</p> <p>（アルテリア・ネットワークス株式会社）</p>
35 設備管理運営費の算定	<p>電柱の耐用年数について、設備の実態を勘案し28年から35年に見直していただいたことにつきまして、適切なものと認識しておりますが、「NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明（令和8年度の接続料の改定等）」のP90の対処方針（案）でお示しいただいている光ファイバの耐用年数の見直しに加え、その他関連設備につきましても、実態に即した耐用年数となるよう、特に見直しが近年行われていない設備については見直しをご検討いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）</p>
36 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等	<p><電柱・土木費用の配賦見直し></p> <p>・現行の接続料算定における電柱等・土木設備に係る費用は、メタル・光の契約者数比が配賦基準になっていることから、今後のメタル縮退に伴い、加入光ファイバの配賦比率が上昇することで、加入光ファイバの接続料</p>

	<p>へ大きな影響が発生することが見込まれます。そのため、接続事業者の予見可能性確保の観点から、加入光ファイバの接続料への影響を、メタル縮退が完了する 2035 年度まで情報開示いただくことを要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・またこれらの設備の利用実態に関して NTT 東西殿が積極的に情報開示をしていただいた上で、適時適切にその利用実態に即した配賦基準の見直しを着手していただくことを要望いたします。 <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>
<p>37 (1) 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料改定等</p>	<p>⑦ メタル縮退による影響</p> <p>電柱等・土木設備に係る費用は、現行、メタル・光の契約者数比が配賦基準になっていることから、今後のメタル縮退に伴い、加入光ファイバの配賦比率が上昇し、接続料へ大きな影響が出てくるが見込まれます。そのため、接続事業者の予見可能性確保の観点から、加入光ファイバ接続料への影響想定を、メタル縮退が完了する 2035 年度まで情報開示いただくことを要望いたします。</p> <p>また、光ファイバ未整備エリアなど、メタルケーブルのみが添架され、将来も光ファイバ敷設予定の無い電柱等の今後の撤去計画や、当該電柱等に係る費用の扱い等、加入光ファイバの接続料に影響を与えうる計画や影響規模等についても、合わせて情報開示を要望いたします。</p> <p><情報開示を要望する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮退計画等を踏まえた毎年度のメタル・光の配賦比率の予測値 ・それに伴う加入光ファイバの接続料への影響（単価上昇の想定等）の予測値 ・光ファイバ未整備エリアなどメタルケーブルのみが添架された電柱に係る情報（全体に占める割合、当該電柱における撤去計画・費用の扱い） ・メタルサービス終了後のメタル費用の扱いに係る情報（電柱等・土木設備のみならず、契約者数0になっても配賦比率が0とはならない他の配賦費用※含め、メタル費用全体の扱い） <p>※例) ケーブル保守に係る費用（故障修理）：故障修理稼働時間比</p> <p>(KDDI株式会社)</p>

38 更なる情報開示	<p>また、NTT 東西殿から接続約款変更申請にあたり、「網使用料算定根拠」が開示されているところですが、設備管理運営費を構成する各項目の予測値は明示されている一方、その変動要因については接続事業者が検証するには根拠が十分に開示されておらず、設備管理運営費の透明性には未だ課題があると認識しております。NTT 東西殿には、引き続き、接続料の算定の根拠の細かな粒度での情報開示をご検討いただくよう要望いたします。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>
39 更なる情報開示	<p>加えて、今次算定期間の接続料の予測値の上昇の主な要因の一つとして、メタル縮退に伴う電柱・土木設備のメタルと光の費用配賦率の変動の影響を挙げられておりますが、メタル縮退が設備管理運営費に影響する度合いが定量的に示されておらず、接続事業者側では今後のメタル縮退の動きが接続料にどのように影響してくるのか、把握することが困難です。そのため、メタル縮退の中長期的なコストや効果、設備管理運営費等への影響額の詳細を NTT 東西殿から開示いただき、必要なお議論を行っていただくことを要望いたします。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>
40 その他	<p>NTT 東西殿の申請資料は PDF 形式で開示されておりますが、接続料算定部分は計算式の入った Excel 形式で提供いただきたく、ご検討をお願いします。接続事業者の接続料算定資料の検証の実効性が向上し、議論が深まることが期待できるものと考えます。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>
41 (1) 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料改定等	<p>⑧ 設備の効率化</p> <p>シェアドアクセス方式に係る新設工事費は、作業費や物品費等の上昇の影響を受け、NTT 東西殿いずれも上昇(※1)しており、昨今の物価・人件費上昇の影響等を踏まえれば、今後も上昇することが想定されます。NTT 東西殿においては、継続的なコスト削減を実施いただくとともに、新設工事費よりも低廉な工事費が設定されている「光屋内配線の転用」を促進していくことが、設備効率化の観点から重要であると考えます。</p> <p>また、2025年2月より新規残置回線の網使用料化が開始されましたが、NTT 東西殿においては、再利用される可能性が低い残置回線が極力発生しないよう、合理的な工事判断や再利用の徹底、不要な残置回線の撤去促進によって引き続き設備の効率化に努めていただくことを要望いたします。なお、残置回線は全ての事業者が再利用可能であることを踏まえ、既存残置回線の網使用料化について、総務省会合での議論・検討を要望いたします。</p>

	<p>(※1) 例) 平日昼間の場合の工事費 () は前年度差</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光屋内配線の新設工事費 NTT 東殿 : 16,314 円 (+859 円)、NTT 西殿 : 15,850 円 (+849 円) ・ 既存の光屋内配線を転用する場合の工事費 NTT 東殿 : 6,203 円 (+162 円)、NTT 西殿 : 6,585 円 (+122 円) <p>(KDDI 株式会社)</p>
<p>42 令和 8 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等</p>	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入光ファイバ接続料は今後上昇傾向にありますが、光コラボレーションの卸料金との適切なバランスが確保されなかった場合、コラボ事業者と接続事業者・自己設置事業者との間の公正な競争を歪めかねないと考えます。 <p>そのため、総務省殿において、加入光ファイバ接続料と光コラボレーションの販売奨励金を加味した卸料金における接続料相当額との関係性やその動向について十分注視していただくことを要望いたします。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>
<p>43 (1) 令和 8 年度の加入光ファイバに係る接続料改定等</p>	<p>⑨ 卸料金との関係</p> <p>加入光ファイバの接続料については、近年の景気動向や金融政策の状況等により、引き続き上昇することが見込まれます。</p> <p>「接続」によるサービス提供形態は、市場におけるサービスの多様化を図る観点から、今後も広く活用されることが期待される提供形態であると考えますが、仮に接続料が光サービス卸の卸料金と同等の水準、あるいは上回る水準となった場合、「卸役務」において「接続」と同等または同等以上のリターンが得られることになり、「接続」・「卸役務」の適切なバランス（通常はリスク・リターンともに「接続」>「卸役務」の関係）が確保されず、接続事業者と光コラボレーション事業者との間の公正な競争を歪めるおそれがあるものと考えます。</p> <p>結果、設備投資インセンティブが失われ、リスクを冒してまで「接続」で参入する事業者がいなくなることでサービスの多様性が失われ、ユーザの利便性が損なわれると考えます。</p>

	<p>そのため、ユーザの利便性向上および公正な競争を促進する観点から、総務省においては、加入光ファイバ接続料と光コラボレーションの卸料金の関係性やその動向について注視いただくことを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>
44 卸料金との関係	<p>光ファイバ接続料は上昇傾向となっておりますが、接続と卸の適切なバランスを確保し、公正な競争環境が実現されるよう、卸料金の動向について引き続き注視することが必要であると考えております。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>
45 NTT 東西殿の光サービス卸の卸料金の動向	<p>今次算定期間の加入光ファイバ接続料が大きく上昇することが予測されている中、光サービス卸の卸料金にも相当程度の影響があると考えられます。</p> <p>光サービス卸の卸料金については、「接続料の算定等に関する研究会 第九次報告書」においても言及されているとおり、事業者団体等からは、卸料金と加入光ファイバ接続料が連動していないことに関する追加的な説明を求め等の意見が寄せられているものと認識しております。</p> <p>接続と卸の公正な競争環境の維持の観点から、今後の光サービス卸の卸料金の動向や、接続料相当額との関係性について注視いただくとともに、事業者団体や各関係事業者の意見を踏まえつつ、有識者会議等において積極的にご議論いただくことを要望いたします。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>

2 令和8年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等

該当箇所	御意見
46 —	<p>本意見募集で示されている接続料算定の見直しは、金利上昇や物価上昇により将来原価方式と実態の乖離が拡大している状況を踏まえ、制度としての整合性を回復させる趣旨だと理解します。一方で、接続料は事業者間取引の数値にとどまらず、最終的には利用者料金や提供条件、設備投資の優先順位を通じて消費者便益に波及します。したがって、接続料の上方改定を議論する場合には、同時に「改定が何の便益を生むのか」「便益を実現する前提条件は揃っているのか」を一体で示さなければ、合理的な説明として成立しにくいと考えます。現状は、料金側の議論が先行し、同時に検討すべき前提条件の整理が十分に提示されていないように見受けられます。</p>

特に、最大概ね 25Gbps 級のアクセス提供開始が示されている局面では、NGN 側や収容局側の高度化だけでなく、宅内側を含むエンドツーエンドの成立条件が消費者便益を左右します。家庭の現実的な構成では、終端装置や宅内配線、ルーター、端末側インタフェース、スイッチング機器がボトルネックになりやすく、提供速度の上昇が体感に直結しません。例えば、家庭向けの高性能ルーターとしては ASUS ROG Rapture GT-AXE16000、TP-Link Archer BE900、バッファロー AirStation WXR-11000XE12 などが 10GbE ポートを搭載していますが、25GbE 級の WAN や LAN を前提にした構成は一般市場では主流ではありません。25GbE 級を実現するには、MikroTik CCR2216-1G-12XS-2XQ のような 25G SFP28 ポートを多数備えるルーター級機器や、MikroTik CRS518-16XS-2XQ-RM、QNAP QSW-M5216-1T のような 25G SFP28 対応スイッチ、さらに Intel Ethernet Network Adapter E810-XXVDA2 のようなサーバ向け 25GbE NIC など、データセンター寄りの機器群が必要になりがちです。しかし、これらは価格帯も運用難易度も家庭の前提から外れやすく、SFP28 の光モジュールや DAC、放熱や騒音、設置環境なども含めて導入障壁が高いのが実情です。結果として、制度上は 25Gbps 級の用意が進んでも、利用者側では 10GbE 止まりの宅内 LAN が上限になり、費用負担だけが先行するリスクが高いと考えます。

また、個人利用者は回線方式を自由に選べる立場にありません。アクセスの一部区間が共有である構造では、需要集中時に実効速度が変動し得ること自体は技術的に自然です。しかし料金が上がる局面では、その共有構造に起因する実効性能のばらつき、混雑時の期待値、改善責任の所在、情報開示の粒度が不透明なままでは、利用者は合理的な比較や納得ができません。ここを放置したまま接続料のみが上方に動くと、利用者からは「速度向上の数字は掲げるが、実効性能の条件整備や説明は別問題として置き去りにしている」と受け取られかねません。

加えて、提供初期に IPoE のみ対応となる場合、従来の PPPoE 利用者や小規模事業者の運用変更が発生し、追加の手間と費用が現実には生じます。無線 LAN 規格の更新頻度が高いことも踏まえると、家庭は「高速化のために機器更改が必要」と言われ続けやすい一方で、肝心の有線側の更新は高額で普及しにくいという非対称が残ります。これでは、利用者負担が積み上がる構造を是正できません。

以上から、接続料改定を進めるのであれば、料金改定と同時に、便益を実現するための条件整備を制度的に束ねて提示することを求めます。具体的には、25Gbps 級サービスで家庭が現実的に到達できる実効性能の想定、推奨され

	<p>る宅内構成と必要機器の水準、互換性や移行手順、IPoE 前提となる場合の利用者側の負担と代替策、混雑時を含む実効性能に関する情報開示の考え方を、利用者が判断できる粒度で明確化することが必要です。網側の高度化と接続料の見直しだけを先行させるのではなく、NGN を含むネットワーク全体と宅内側のエコシステムが揃って初めて「高速化」が消費者便益として成立する、という前提に立った説明と設計を強く求めます。</p> <p>(個人D)</p>
--	---

3 長期増分費用 (LRIC) 方式に基づく令和8年度の接続料の改定等

該当箇所	御意見
47 長期増分費用 (LRIC) 方式に基づく令和8年度の接続料の改定等	<p>(1) 乖離額調整について</p> <p>LRIC 方式による算定において乖離額調整を実施する場合にも、上記と同様に、第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書に基づく申請が行われる際には、これが必要となる理由について、その都度開示が行われるべきです。</p> <p>また、同様の趣旨から、これを実施するため同条ただし書に基づく許可申請を行う際の考え方について、申請決定の判断の根拠となる基準等を含めてご教示いただきたく存じます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>
48 長期増分費用 (LRIC) 方式に基づく令和8年度の接続料の改定等	<p>(2) LRIC 方式のモデルの妥当性について</p> <p>非効率性排除の観点から、メタル回線設備が残存する限りは原則として引き続き LRIC 方式を適用すべきです。他方、2024 年度は3分当たり 9.11 円だった現行の LRIC モデルで算定された加入電話・メタル IP 電話接続機能の接続料が、2025 年度には同 8.97 円に下落し、2026 年度には同 12.09 円へと大幅に上昇しているところ、こうした変動を事前に見通すことは容易ではありません。</p> <p>接続料の透明性や接続事業者の予見性確保の観点から、接続料のこうした変動の要因や、現行の LRIC モデルにおける前提条件と現状との整合性について、ご見解をご教示いただきたく存じます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>
49 (2) 長期増分費用	⑩ LRIC の継続

<p>(LRIC) 方式に基づく令和 8 年度の接続料の改定等</p>	<p>2026 年度の音声接続料水準は、2025 年度と比較し 3 分あたり NTT 東殿で 19.4%、NTT 西殿で 20.7%の増加となりました。これは、メタル IP 電話固有部分の接続料が、トラヒックの減少と原価の増加により上昇したことが主な要因となりますが、特に、一般中継系ルータ接続伝送機能の原価が前年度比 27.2%増(2025 年度は前年度比 3.6%減)と大きく増加した影響と思われます。原価の増加については、接続政策委員会(第 75 回)にて NTT 東西殿より、「2025 年度末のフレッツ ADSL の終了影響(共通コストのデータ役務から音声役務へのシフト)を反映した入力値を用いて算定』した旨ご説明がありましたが、今後も、接続料に大きな変動が見込まれる事象が判明している場合には、事業者の予見可能性確保のため、認可申請以前、可能な限り早期に情報提供いただくことを要望します。</p> <p>メタル IP 電話固有設備の接続料算定方法については、接続政策委員会(第 75 回)にて、NTT 東西殿より、LRIC 方式を直ちに廃止し実際費用方式(実績原価)へ移行すべき旨の意見提示がありましたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「IP 網への移行後の音声接続料の在り方」答申(2024 年 6 月)において、現行の接続料算定方法は 2028 年 3 月まで適用するとされていること ・2028 年度以降は、メタル IP 電話についてエリア単位での段階的なサービス移行が予定されており、大幅な接続料変動や予見可能性の確保が困難になることによる接続事業者への多大な影響が考えられることから、LRIC 廃止のみを早急に進めるのは適切ではなく、メタル IP 電話の移行が本格化する 2028 年度にビル&キープ方式の原則化とあわせて LRIC を廃止することが適切と考えます。 <p>また、仮にビル&キープ方式の原則化が 2028 年度までに実現できない場合においては、まずは、NTT 東西殿において LRIC を廃止した場合における 2028 年度以降の接続料への影響に関する予測情報を提示し、その上で LRIC 方式廃止については慎重な議論が必要であると考えます。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p>
<p>50 長期増分費用(LRIC)方式に基づく令和 8 年度の接続料の改定等</p>	<p>(3) メタル縮退に伴う売却益や除却損等について</p> <p>縮退に伴うメタル回線設備の処分に際し生じる売却益や除却損等は NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社殿(以下「NTT 東西殿」)の事業収支に影響を及ぼし、ひいては音声接続料の算定にも影響を与える可能性があると考えられます。</p>

	<p>しかしながら、昨年9月29日にNTT東西殿が示した移行計画においては、当該売却益や除却損等のあり方に関する考え方やこれらの具体的な処理方法について触れられていないと認識しております。</p> <p>メタル回線設備は通信の黎明期に当時の電電公社により莫大な公費で築かれた「特別な資産」であることから、どのような考え方にに基づきどのような処分が行われるのか、また、これにより生じる売却益や除却損等が事業収支や音声接続料の算定、移行費用の取扱い等にどのように反映されるのかについて、ご教示いただきたく存じます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>
51 長期増分費用 (LRIC) 方式に基づく令和8年度の接続料の改定等	<p><音声接続料に関する予見可能性の確保について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年1月22日付で公告された接続約款の変更案等に関する意見募集(以下、「前回意見募集」)に対して、当社より予見性確保の観点から2025年12月までに2026年度音声接続料の予測値をNTT東西殿から開示していただくことを要望し、総務殿から「NTT東日本殿・西日本殿において、接続事業者の予見可能性に配慮しつつ、適時適切な情報開示等を行うことが適当であると考えます。」との考え方が示されましたが、2026年度音声接続料の予測値について提示がなされませんでした。 ・今後も音声トラヒックの減少による接続料上昇が想定されることから、接続事業者の予見可能性を確保するために、前年度の12月末までに予測値を開示していただく(例:2027年度音声接続料については、遅くとも2026年12月末までに開示していただく)ことを要望いたします。 ・なお、開示いただく予測について、前回意見募集で当社が意見した通り、1通信ごと及び1秒ごとの単金を開示していただくことを併せて要望いたします。 <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>

4 その他の事項 (接続料規則等に基づく許可申請等)

該当箇所	御意見
52 接続料規則第3条に基づく許可申請等について	<p>上記のように、第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請が恒常的に提出され、本来は例外として扱われるべき措置が継続的に実施されている状況が見受けられます。</p>

	<p>本申請においては、NTT 東西殿ともに、令和 8 年度の加入光ファイバ接続料において前年度比で約 20%の上昇が生じるなどとされており、これは接続事業者にも大きな影響を及ぼすところ、本来例外とされるこうした措置が恒常的に適用される状態は、接続事業者が接続料の水準や変動等を事前に見通すことを恒常的に困難にするものでもあります。</p> <p>については、接続料の透明性や接続事業者の予見性確保の観点から、同条ただし書に基づく許可申請を行う際の考え方について、申請決定の判断の根拠となる基準等を含めてご教示いただきたく存じます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>
--	--

5 その他の変更・報告内容等

該当箇所	御意見
53 未利用芯線	<p>未利用芯線については、投資の合理性検証に係る精度を高める観点から、実態把握を一層強化し、調査におけるサンプル数を大幅に拡充すべきと考えます。</p> <p>一方で、接続料算定において余剰設備として算定除外を行う際の判断時期及び判断基準（除外判定の閾値、判定対象期間、将来の利用見込みの取扱い等）が明示されておらず、今後の調査継続や制度運用の予見可能性の観点から課題があると認識しております。</p> <p>例えば、東日本ルート 1・新宿ビルの 100 芯ケーブルについては、利用率が 40%未満の状態が複数年にわたり継続しています。余剰設備としての算定除外に係る基準を、より具体的なケースに適用可能な形で分類・提示いただき、算定除外の在り方を改めて整理すべきと考えます。</p>

東日本ルート1:新宿ビル(東京都)

(調査対象ルート)

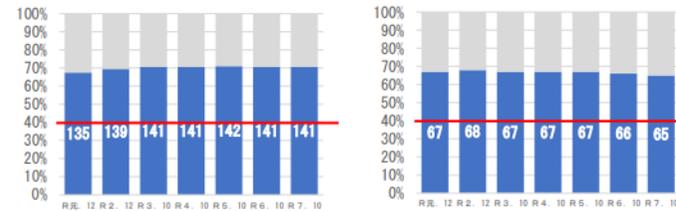


- ◎ き線点
- き線点から最も近いクロージャ (接続点)
(き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測)

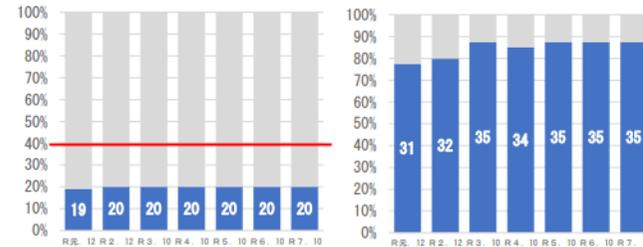
(ソフトバンク株式会社)

(調査結果) ■ : 利用芯線 ■ : 未利用芯線

(1) 200芯ケーブル () 年敷設 (2) 100芯ケーブル () 年敷設



(3) 100芯ケーブル () 年敷設 (4) 40芯ケーブル () 年敷設



54 —

「価格圧搾による不当競争は見られない」としているが、NTT (docomo) は、緊急電話 (119 番, 100 番など) や特殊番号サービス (0120 フリーダイヤル, 116 などの短縮番号) を IP 電話契約から接続できないように設定し、インターネットを活用した 無料通信普及を妨害しているのではないかと懸念されている。特にフリーダイヤルや緊急電話番号は、生活や命に直結する問題だ。そもそも現在では電話通信網自体、インターネット通信で行われているのに、IP 電話は排除するというのは、全く道理が通らない。このような NTT の特権を維持させる差別化は、やめさせるよう求める。

(個人B)

6 その他

該当箇所	御意見
<p>55 過年度の接続料改定における土地料金等の算定の誤りへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、接続料認可申請において算定誤りが複数確認されています。算定誤りは接続事業者にとって予見困難であるだけでなく、遡及精算が生じる場合には事業計画等にも影響を与えうる事象となります。このため、NTT 東西殿におかれましては、土地料金等に限らず接続料算定全般について、誤算定を未然に防止する体制の強化に努めていただくことを要望いたします。 ・NTT 東西殿が開示する接続料算定根拠資料の数値の一部について、資料上は記載されていない小数点以下第3位以降の端数を用いて算定されていると見受けられる事例があり、第三者が算定を再現・検証することが困難となっています。2026年1月29日の「約款変更の認可申請等に関する説明会」における当社要望のとおり、接続料算定の透明性及び検証可能性を高める観点から、算定根拠資料において、少なくとも①該当箇所の小数点以下第3位以降の数値（有効桁）の表示又は②端数処理の規則を注記として明記するなど、算定過程が再現可能となる開示を要望いたします。 (中部テレコミュニケーション株式会社)
<p>56 接続関連システム</p>	<p>NTT 東西殿の第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費については、「接続料の算定等に関する研究会 第八次報告書」において、「開示する情報については、機能毎に十分に細分された費用が開示されるか等の状況や、接続事業者の意見を踏まえつつ、今後も必要に応じて見直していくことが適当である。」との考えが示されたところ です。</p> <p>しかしながら、その後のNTT 東西殿が開催する「システム意見交換会」の場において機能の開発概算額（機能ごとの影響範囲、フェーズごとの工数・人件費単価等）の情報の提示等を要望してまいりましたが、未だこれらの情報は開示されておらず、現状では接続事業者側で開発概算額の適正性を判断することが困難な状況です。</p> <p>加えて、システム意見交換会の運用について、半年周期の開催では合意形成に至るまでに数か月以上の期間を要しており、回線管理運営費による開発において、NTT 東西殿と接続事業者の間での協議を緊密かつ円滑に行う運用になっておらず、意見の取りまとめに時間を要する点が課題であると認識しております。</p> <p>さらに、網改造料による開発においても、既に開発された機能の情報開示の在り方や、NTT 東西殿と接続事業者の間での協議・調整に課題があると考えます。</p>

	<p>接続料が大幅に上昇する予測が出されている状況の下、NTT 東西殿からの詳細な情報の開示により費用の透明性を確保しつつ、事業者間協議等を通じ、経費の低廉化が図られることの重要性が年々増していると認識しており、NTT 東西殿におかれましては、機能を詳細に区分して示していただいた上で、「開発規模に関する情報」としてはその詳細な機能ごとに開発規模を開示いただくことを改めて要望するとともに、NTT 東西殿と接続事業者の間での円滑な協議・調整のための運用の在り方や、既に開発された機能の情報開示とその活用による効率的な開発の在り方についても合わせてご検討いただくことを要望いたします。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>
57	<p>—</p> <p>また高くなるのだが、あとどれだけ値上げすれば良いのか。</p> <p>そろそろ、法令上の名称としての「日本電信電話株式会社」は、将来の値上げプランを追加提示すべきと本稿意見者からは意見したい。</p> <p>(個人A)</p>
58	<p>—</p> <p>今回の支払い額のミスなどを踏まえ、当面值上げには反対します(過剰徴収した分については今後の請求から割り引く形などで対応、過小徴収した分はその分を今後の料金から請求するが、それができない場合は今後サービスなどを下位プランなどにダウングレードした後も過小徴収分が解消されるまで、ダウングレード前の料金を請求するなどに対応するなどしてから)。同時に 25Gbps などは早急に取り組んでください。また光コラボ回線などについて、その契約などの透明性のための情報公開をお願いします。</p> <p>(個人C)</p>
59	<p>—</p> <p>以下、当該パブリックコメント案件に対する意見として提出いたします。接続約款の見直しや接続料算定根拠の提示そのものは、制度上の整合性と透明性を高める方向であり、競争政策の観点からも一定の妥当性があると考えます。一方で、今回の整理が「ネットワーク側の費用回収や制度整備」に寄るほど、利用者側の実態、特に個人契約がベストエフォート型を中心としている点と、固定電話サービスの縮小・終了に伴う生活インフラ上のリスクが相対的に顕在化します。制度と実利用のギャップを放置したまま料金や算定を整えると、形式上は合理的でも、社会的な受容性と実効性が低下し得ます。</p>

第一に、固定電話が担ってきた「停電時の連絡確保」という機能が弱まる以上、宅内終端である ONU やホームゲートウェイ等の電源断が、音声・通信を同時に失わせる単一障害点になります。個々の利用者に UPS 等の自助努力を求めるだけでは、費用負担や知識差により実装率が上がらず、結果として災害・停電時の情報弱者を制度側が増やす形になります。したがって、料金・制度整理と並行して、ONU 等に対する外部給電手段の標準化、バックアップ電源の選択肢の提示、最低限の通信・緊急連絡の継続を想定した設計指針の明確化を求めます。これは高価な品質保証を個人に一律提供する趣旨ではなく、社会インフラとしての最低限のレジリエンスを確保する趣旨です。

第二に、10Gbps や 25Gbps 等の高速サービスが契約上可能である一方、宅内側の 10GbE・25GbE 対応機器の普及が追い付いておらず、WAN または LAN が実質的に単一ボトルネックとなる構成が一般的です。この状態では、利用者が回線側の速度に投資しても体感品質に結び付きにくく、資源配分として非効率です。光コラボ形態であっても、アクセス網と宅内終端の整合を主導できる立場として、NTT が機器メーカーやサービス提供者と連携し、宅内インタフェースの現実的な標準構成や提供方針を示すことが望まれます。加えて、利用者への説明として、回線速度の意味が宅内構成に強く依存すること、推奨構成が何であるかを、比較可能な形で明確化することを求めます。

第三に、ベストエフォート型が中心である現状を前提とするなら、利用者が品質のばらつきリスクを低減するための選択肢を持てるのが合理的です。具体的には、局外スプリッタを介さない収容形態等、共有要素を減らす方式への変更を希望者が選べるよう、提供可否、工事・費用負担、説明責任を一体で整備することが考えられます。もっとも、方式変更はアクセス区間の不確実性を低減し得る一方で、契約上の品質保証そのものとは別概念であり、上位区間や ISP 側の混雑要因が残り得る点も含め、効果範囲を過不足なく説明することが不可欠です。選択肢の制度化は、過度な期待を煽るためではなく、利用者がコストとリスクを理解した上で合理的に選べる状態を作るために必要です。

以上より、接続料・接続約款の見直しを進める場合でも、社会インフラとしての実効性を同時に高める措置、すなわち停電耐性の最低ラインの整備、宅内インタフェース普及と説明責任の明確化、方式選択の制度化と透明な条件提示を、検討事項として位置付けることを要望いたします。これらは市場競争を阻害するものではなく、むしろ利用者理解と納得感を高め、結果として持続可能な投資と競争を支える合理的な基盤になると考えます。

	(個人E)
60 —	<p>変更案を支持しますが、令和8年度接続料改定を機に、大手の値上げラッシュを止め、通信料金を公共料金化すべきです。</p> <p>評価で地方カバー率の遅れ（普及率 75% vs 都市 90%、総務省 2025 年データ）が明らかですが、大手寡占（シェア 90%）による料金高止まり（月 5,000 円超）が弱者（高齢者・低所得層）のアクセスを阻害しています。数年前の菅政権では「大幅値下げ余地がある」としていたのに、いつの間にか毎年のように値上げし続け、コスト上昇を言い訳に国民に負担を押し付けています。儲かりすぎてる証拠（利益率 20-30%）であり、金儲け優先をこれ以上好き勝手させてはいけません。若者は定期的に料金見直したり MVNO にネットで乗り換えたりできるから対応できますが、高齢者はそうはいかず、店舗のある大手に頼るしかない状況です。</p> <p>そこで高額な手数料に加え毎月の負担までさせるというのは、国として通信というものをどう考えてるのか疑問に感じます。本当にこの問題は闇深いです。</p> <p>電波は国民共有の有限資源なので、接続料改定で公共料金化（基本プラン月 3,000 円以下上限設定、シンプルプラン限定）を義務化し、家計負担 10-20%軽減を実現してください。段階制禁止とデータ無制限低価格プラン・低容量プラン義務化で、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用を促進し、地方デバイドを解消します。MNP 簡易化（オンライン即時審査、信用情報不要）と手数料・解約金・複雑割引、実質的レンタル販売を禁止すれば、乗り換え率 20%向上。MVNO 躍進で競争活性化、中古市場活性化。端末分離（家電量販店自由価格）で余剰在庫廃棄削減（CO2 排出 5%低減）。日本メーカーの長寿命端末奨励で弱者負担 15%軽減。地方光回線普及義務化で IP 放送推進し、情報格差埋めと通信全体 CO2 排出 5-10%低減を実現。</p> <p>これで金儲け優先を終わらせ、持続可能な社会を構築できます。変更案に公共料金化を強く反映を求めます。</p> <p>(個人F)</p>

※「該当箇所」欄の接頭の番号は、意見募集の取りまとめにあたり便宜的に記載しているものです。「意見及びその考え方」を公表する際には、提出のあった意見を整理の上、改めて意見番号を付すとともに、意見の趣旨に変更を加えない範囲で、必要な修正を行うことがあります。

以上